

サザンクリーンセンター推進協議会理事会

日時：平成 28 年 2 月 25 日（木）16:30～17:00

場所：南部総合福祉センター 2 階大会議室

出席者

上原裕常	宜保晴毅	古謝景春	比屋根方次
古堅國雄	大城吉徳	大城 悟	上原勝彦
識名盛紀	新川喜男	喜納 正治	比嘉直明
上原 晃			

会長 改めましてこんにちは。サザンクリーンセンター推進協議会の会長を務めております豊見城市長の宜保 晴毅でございます。前古謝会長からバトンを引き継いだわけですが、前会長のリーダーシップで最終処分場は順調に進んでおります。前会長からは、南斎場をまとめた実績を評価しているので、今度は、新炉の建設をしっかりと頑張ってもらいたいという命を受けておりますので、皆様のお力添えを賜りましてなんとしても新炉の建設に向けて進めて行きたいと思っております。

今日の議題でも説明ありますが、当初、一元化は、平成 33 年を目標としてこれまで説明をしまいましたが、これは非現実的ということが分かりまして、どんなに最短で頑張っても環境アセス等の問題で 10 年かかるということが分かりました。これから最短で平成 28 年に場所が決定して、最短でいっても平成 38 年のスタートということになっております。しかし、これから 1 年 1 年遅れることで大きな問題が出る可能性があります。と言いますのは、糸豊は基幹改良を来年、再来年とやります。東部も基幹改良の必要性が出てまいりました。これから基幹改良して平成 38 年で 10 年ですけれども、基幹改良をした後、またいつどうなるか本当にみえない施設であります。東部においては、本当に老朽化、そしてまた処分量も非常にマックスの状態をやっているということでもあります。ということからしますと、平成 28 年度中に場所を決めなければ、今後、大きな問題が出てくる可能性がありますので、会長として、なんとしても平成 28 年度に場所を決めないといけないと思っておりますので、その重要性を、是非、皆様には認識して頂いてご協力を賜りますよう宜しくお願い致しまして、私の挨拶に代えさせていただきます。宜しくお願い致します。

事務局長 それでは、私の方からご紹介したいと思います。
糸満市・豊見城市清掃組合の新しい議長が、今日のはじめて本会議にご参加されております。自己紹介とご挨拶を宜しくお願いします。

糸豊組合 皆さんこんにちは。糸豊清掃組合議長の選挙がつい最近あって議長になりました。長いこと糸豊清掃組合からも離れていて、戻ったばかりで、詳しいことはまたこれから勉強し

ていきたいと思ひます。宜しくお願ひします。喜納 正治です。

理 事 (拍手)

会 長 それでは、早速、議事を進めていきたいと思ひます。

日程第1議案第1号「平成28年度サザンクリーンセンター推進協議会事業計画」について事務局説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案第1号の資料のご案内を致します。「平成28年度サザンクリーンセンター推進協議会事業計画」でございます。理事会がありまして、平成27年度のサザン協の事業報告及び決算、平成29年度の事業計画及び予算ということでございます。それから、2番目に最終処分場建設に向けた取組、3番目に長期計画に向けた取組、これが一番大きな事業でございます。幹事会、それから専門部会を開催し、第一部会については長期計画についての検討。第二部会が長期計画に係る財政計画の検討。第三部会がごみ減量化実践に向けた取組と第四部会が組織統合等の検討ということで、専門部会で決まったことは幹事会、理事会にあげて最終的な意思決定をしていくという段取りでございます。決まったことについては、それぞれ構成議会及び地域の説明会、あるいはホームページや広報を通じて広く地域住民に情報提供していくということでございます。関係機関との調整を綿密にやっていくということでございます。以上でございます。

会 長 質疑のある方はどうぞ。

宜しいですか、質疑がないようですので議案第1号「平成28年度サザンクリーンセンター推進協議会事業計画」について、原案のとおり承認宜しいでしょうか。

理 事 (はい)

会 長 続きまして、議案第2号「平成28年度サザンクリーンセンター推進協議会歳入歳出予算」について、事務局説明をお願い致します。

事務局 それでは議案第2号「平成28年度サザンクリーンセンター推進協議会歳入歳出予算」でございます。予算書のほうをお願い致します。この推進協議会の予算は歳入歳出予算の総額を8,049,000円と定めます。2項のほうで、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。補正予算の委任として、新たな負担を伴わない補正については正副会長会に委任をする。という内容でございます。それでは事項別明細書3ページのほうから順にご説明をいたします。歳入のほうになります。1款1項1目繰越金でございます。今年度は費目存置ということでございます。それから、2款1項1目雑入8,048,000円これは行政組合からの事務委託料となっております。それでは次のページ、4ページの歳出のほうお願いいたします。1款1項1目推進対策費でございます。本年度が7,561,000円でございます。1節の報酬879,000円、これはサザン協の役員報酬、あるいは住民代表の役員報酬となっております。それから9節の旅費5,202,000円でございます。大きいのは関係省庁の旅費883,000円、それから先進地視察の旅費で

4,292,000円。関係省庁の旅費については、役員6名プラス事務局2名の8名分の旅費でございます。それから先進地視察が46名分の旅費でございます。11節の需用費900,000円で一番大きいのは広報誌の印刷製本費、これは2回分を計上しております。それから12節の役務費139,000円、一番大きいのは会議録の翻訳料100,000円でございます。14節の使用料及び賃借料441,000円、一番大きいのが自動車借上料です。これは先ほどの先進地視察と関連致しまして、自動車借上料2回分を計上しております。それでは、2款1項1目の予備費でございます、488,000円を計上しております。以上でございます。

会 長 質疑のある方どうぞ。

理 事 先進地視察はいつ頃を予定しているのか。

事務局 はい、先進地視察については、4月以降に地域説明会など様々な説明会を行ってまいります。そういうことからすれば年末、若しくは、年度末頃になると思います。地域の皆さんを先進地へ連れて行こうということですから、まずは、説明会が先だろうと思っております。以上でございます。

会 長 他にございますか。宜しいですか、それでは議案第2号「平成28年度サザンクリーンセンター推進協議会歳入歳出予算」についてご異議ございませんか。

理 事 (異議なし)

会 長 ご異議ないようなので、原案どおり承認致します。

続きまして、議案第3号「長期計画へ向けた基本方針」について、事務局説明をお願い致します。

事務局 それでは、議案第3号「長期計画へ向けた基本方針」でございます。これは、今後、一元化施設を整備するわけですが、整備にあたっての基本的な考え方を定めたほうが良いだろうということで、今回、提案をしております。まず、1番目のほうとして、新しいごみ処理施設の方針としてマル1のほうで、施設は、環境負荷の少ない最新の処理形態を採用する。マル2、施設から派生する余熱や電気を活用した還元施設を整備する。ということです。それから、マル3、地域振興等は受入地域の意見を踏まえ最大検討をする。ということでございます。それから、2番目の候補地選定については、マル1、施設建設受入自治体は、先に決定した最終処分場の輪番制から免除をする。ただし、施設の供用が終了したあとは輪番制の末に加わるものとする。いわゆる重複を避けるということでございます。それからマル2の住民との合意形成にあたっては、新ごみ処理施設選定基準に基づいて首長等が主体的に進める。ということでございます。それでは、次のページのほうですね、この一元化施設建設に際して、最終処分場建設輪番制との取扱いですが、なぜ免除をするのかということの理由でございます。1番目として、最終処分場建設問題を解決するため「6市町すべてが平等に最終処分場建設する」という前提があり、その前提に基づいて、輪番制の順位付けをした経緯がございます。この最終処分場と焼却施設が並存するという

ことになると、この最終処分場建設は困難であるという観点から、現に稼働する焼却施設が所在している、ここで言えば与那原町と糸満市はこの順位から最後にしたという経緯がございます。それから2番目のほうで、この『『輪番制』の順位付けに係る協定書』を結んでおります。その第2条の中で、将来の情勢の変化があったときには、焼却施設と並存することになる、施設誘致の出現など、そういったことに伴って見直しの必要が生じた場合には、順位の入替えができるという規定がございます。その意味としては、最終処分場と焼却施設のいずれも円滑に建設できるよう両者の並存は避けるようにすべきであるということです。3番目のほうとして、最終処分場建設輪番制と同様、一元化施設の建設も輪番制となるとお互いが相互に影響しあって順番が固定しないで、また、片方を建設した後に、すぐもう片方の建設準備に取り掛かるということで非常に混乱を招くという恐れがございます。それから、4番目のほうとして用地の問題があります。建設スペースのことです。現在の南城市に建設する最終処分場が約40,000㎡で、もうひとつが南風原の焼却施設のほうが38,000㎡で合計すると78,000㎡ということで、一自治体でこれだけの用地が確保できるのかという疑問もあり、やはりこの焼却施設の建設にあたっては最終処分場の輪番制から免除したほうが良いだろう、供用終了と同時に輪番制の末尾に加えるのが現実的で合理的であるということがございます。それでは、次の3ページのほうでございますが、新炉建設選定の基準でございます。これは、これまでの南建協、南廃協といった組織を作って候補地選定をした経緯がございます。その中で、いかに住民との合意形成が核かということが大事になってまいりますので、そういった合意形成に係る候補地選定その基準を、今回このように定めております。まず合意形成2番目のほうで、住民との合意形成の取組としてマル1「この焼却施設が周辺住民の生活環境へ与える影響度（外見上）」を評価します。それから、マル2のほうとして、「焼却施設に対する地域住民のイメージ、影響度（内面上）」の部分でございます。それから、マル3「焼却施設の受入れが地域の課題解決の手段」となるということがございます。それからマル4に「焼却施設の受入れによる地域振興の位置づけ」ということで、そういった諸々を評価していくということがございます。それから4ページのほうです。3番目に、これから説明会の実施と意見交換会をもっていくということです。4番目に候補地選定作業、数値による評価。先ほどの項目を影響度、イメージ、課題解決、地域振興ということで数値化を図っております。その中で、条件型としてはどういうタイプかということで数値化しております。それから5番目のほうとして行政からの評価、マル1のほうで、建設地の財政的な評価、用地取得や造成費、それから地域振興費、搬入、パッカー車の距離による市町の負担、そういった財政的な面から評価入れる。マル2のほうで、建設地の法規制等の評価でございます。法規制がどうか、或いは環境影響等についてはどうなのか、ということで行政の評価を加えて最終的な結論付けをしていくと、合意形成と行政評価をして最終的な受入れ自治会として決定していく、という内容でございます。それから5ページのほうでございしますが、建設候補地選定に向けた取組、流れになります。施設整備と候補地選定は、正副会長、或いは幹事会の皆さんで作業をして頂き、説明会、事前調整、意見交換会、選定基準に沿って審査をし、候補地決定案を作って第一部に戻していく、それから幹事会、正副会長会、理事会を経て最終的な候補地を決めていくという流れになります。それから6ページのほうですけども、4月以降の取組にまいります。平成33年の一元化計画の見直しということで、これは平成20年3月に理事会のほうで決定された内容ですけども、非常に厳しい計画で

ございますので、これは見直しということでございます。それから、第一部会から第四部会それぞれの専門部会も開催していくということでございます。次に、3番目のスケジュールですが、4月に一元化計画を見直し、5月には全体部会でサザン協としての方針を説明、議会議員への方針説明或いはマスコミ等へのプレス発表、それから地域住民へ周知や説明会、意見交換会を経て、先進地視察を経て最終的な合意形成を図っていくと、3月に選定審査を経て理事会で建設候補地を決定していくと、決定されたら平成29年度から用地の交渉に入っていくという内容でございます。それから7ページのほうをお願い致します。これは一元化へ向けてのスケジュールになります。平成28年度合意形成と同時に、施設の基本構想を作っております。平成29年度に用地交渉、それから平成30年度に基本計画を作っていきます。それから平成31年度から平成34年度、4年をかけて環境影響調査をしていきます。実施計画が2年、都市計画策定が1年ということで平成35年度から平成38年度までの4年間で、建設工事を行い平成39年度頃から稼働できればと思っております。それでは、資料のほうになりますが、先ほどの輪番制の順位付けのメリット・デメリットでございます、パターン1から裏のほうはパターン4、5までありますけれども、パターン1の場合は、南城市のほうが最終処分場を受入れるわけですから、次の八重瀬町が仮に一元化施設を受け入れた場合の順位付けが決まっております。八重瀬町が焼却施設ですと、次の3番目の西原町が最終処分場建設に向けて取り組んでいくということになります。それからパターン2では、西原町が仮に受け入れた場合は、こういった順序になっていくと、豊見城市、それから与那原町、糸満市ということで、それぞれの順位付けが変わってくるということでございます。メリットとして、一元化施設と最終処分場の2つの施設が1つの自治体に集中しない。用地の取得や地域の合意形成が容易になると。デメリットとしては、先に決定した最終処分場の輪番制の順位付けが変動します。ですから、協定書の見直し、それから当該自治体での新たな説明会が必要になってくるということでございます。輪番制の順位付けにあたる協定書の内容を添付しております。それから、新しい施設の絵も一応は描いております。そういったイメージで、地域の皆さんに説明会をしていきたいということでございます。手前にあるのが還元施設です。余熱とか電気を還元施設のほうに送ってこの施設を有効に使っていくという内容でございます。2枚目は煙突が無いパターンです。だいぶイメージが変わっております。以上でございます。

会 長 はい、説明終わりましたが、質疑ある方どうぞ。

理 事 選定基準案は、焼却施設のマイナスイメージしか書いてないが、東京都の場合は住宅密集地に焼却施設がある、それはどう捉えているのか。所謂、東京都の各23区はすべて住宅密集地に焼却施設がある。それを考えると、最新の機械を設置し、基準値の範囲内ですべて抑えるのだから、そういうマイナスイメージは無いということを訴えなければならない。都市部では、こういう形で稼働していると、マイナスイメージは無いと断言するぐらいのデータを揃えて説明するべきである。焼却施設は迷惑施設であるという前提だが、そうではなく、昔と違い今はもっと最新鋭の機械を備えた施設ですと謳ったほうがいいのか。

事務局 はい、その選定基準については、この施設があることによる影響度は、やはり近くよりは遠くが良いわけですから、そういったのを基準に謳っておりますけれども、理事のご指摘も含めて、もっと施設の良いイメージも選定基準にはめ込むことができるかどうか検討致します。

理 事 東京の住宅密集地にはこのような焼却施設がありますと、地元説明会では写真など見せながら説明したほうが良いのではないかと。

理 事 今、古謝市長がおっしゃったように、東京では住宅密集地に施設があってもしっかりやっている。しかし、最初は、住宅密集地に施設を建設しても迷惑はかけないということで始まったが、結果的にはパッカー車が施設にごみを搬入するのに時間がかかり、搬入経路に並んでしまった。そうすると、パッカー車から汁が垂れて搬入経路は悪臭がしたという。そのような事例もあるので、住宅密集地に焼却施設を建設するのであればパッカー車がスムーズに搬入できる状況なども配慮しておかなければならない。

会 長 他にございませんか、宜しいですか。

理 事 (はい)

会 長 それでは、議案第 3 号「長期計画へ向けた基本方針」については、先ほどの古謝市長、そして、西原町議長から指摘がございました。見直しをして、また計画して行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは、異議は無いようですので、承認しても宜しいでしょうか。

理 事 (はい)

会 長 ありがとうございます。以上で、平成 27 年度第 2 回サザンクリーンセンター協議会理事会を閉会致します。ありがとうございました。

理 事 (ありがとうございました)